

## とちぎブランド力向上会議設置要綱

### (設置)

第1条 地域間の競争が一層激化する中、観光誘客や企業誘致、県産品の販売、移住の促進など、「すべての分野で選ばれるとちぎ」を創り上げるため、栃木県のブランド力の向上を図るにあたり、専門的見地から意見を聴取するとともに、各分野間の連携、協力等によるオールとちぎでの取組を推進するため、とちぎブランド力向上会議（以下「向上会議」という。）を設置する。

### (活動)

第2条 向上会議は、次に掲げる活動を行う。

- (1) とちぎのブランド力の向上に向けた取組方針の検討に関すること。
- (2) とちぎのブランド力の向上に向けた取組の推進に関すること。
- (3) その他とちぎのブランド力の向上に関すること。

### (組織)

第3条 向上会議は、委員22名以内をもって組織する。

- 2 向上会議の委員は、市町や、経済・産業・観光・地域づくり・メディア・学術・マーケティング等の各分野で識見を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長)

第4条 向上会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 向上会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、向上会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

### (専門部会)

第6条 向上会議には、必要に応じて専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会について必要な事項は、別に定める。

### (庶務)

第7条 向上会議の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、向上会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年5月17日から施行する。